

2022年1月から改正電子帳簿保存法が施行されています

経理業務のペーパーレス化を進めましょう!!

電子帳簿保存法とは

- 所得税法・法人税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで**電子データによる保存を可能とすること**と、**電子データで送付・受領した請求書等の電子保存を義務付ける**ことを定めた法律です。法改正により2022年1月から取り組みやすくなったことと、義務化されたことがあります。

① 電子帳簿等保存	➡	保存要件が緩和され取り組みやすくなりました! 事前承認も不要に!
② スキャナ保存		
③ 電子取引のデータ保存	➡	すべての事業者が義務化の対象に!

詳細は本チラシに記載の①～③をご確認ください。

1 電子帳簿等保存

- 帳簿書類について、最低限の要件を満たせば、紙出力が不要となります。また、厳格な要件を満たせば、過少申告加算税の軽減措置等を受けることができます（優良な電子帳簿）。

対象となる帳簿書類

- ・ 自社がパソコン等で作成した
 - ✓ 帳簿（仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳等）
 - ✓ 決算関係書類（損益計算書、貸借対照表等）
 - ✓ 取引相手に交付する書類の写し（見積書、請求書、納品書、領収書等の控え）

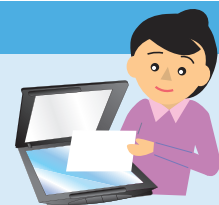


2 スキャナ保存

- 取引相手から受け取った書類等について、一定の期間内にスキャナ等で読み取り、タイムスタンプを付すなど一定の要件を満たせば、電子データの形式で保存することができます。

対象となる書類

- ・ 取引相手から受け取った書類
- ・ 自社が作成して取引相手に交付する書類の写し（契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書等）



➡ ①と②により、一連の経理業務をペーパーレス化することができます!



3 電子取引のデータ保存（全ての事業者が義務化対象に!）

- 2024年1月1日から、電子メールの添付ファイル等で送付・受領した請求書等は、保存要件に従った電子データの保存が必要になります。（2023年12月末までは従前どおりプリントアウトしての紙保存が可能です。事前申請等は不要です。）

保存すべきデータ

- 電子データにより送付・受領した請求書・領収書・契約書・見積書など

【例】 ✓電子メールの本文や添付ファイル送付・受領した請求書等
✓ショッピングサイトで購入した領収書
(PDFファイルのダウンロードやスクリーンショットによる保存も可)



保存要件

●改ざん防止のため、以下のいずれかの措置をとる

- ✓タイムスタンプが付与されたデータを受領する、または自社がタイムスタンプを付与する
- ✓訂正や削除の履歴が残るシステムを利用する
- ✓改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る
→事務処理規定のサンプルが国税庁から公表されています。
右のQRコードをご参照ください。

(事務処理規定のイメージ)

電子取引データの訂正および
削除の防止に関する
事務処理規定
第一章 総則
目的
(第1条)
適用範囲
(第2条)



●「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

→システムを導入していなくても、以下のような方法で
検索機能を確保することができます。

①表計算ソフト等で索引簿を作成し、当該ソフトの
検索機能により検索 (以下、イメージ)

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240131	110000	(株)高橋商店	請求書
2	20240210	330000	山田工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	山田工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)高橋商店	請求書
50	20241227	55000	山田工務店(株)	領収書

②データのファイル名に規則性をもって「日付・
金額・取引先」を入力したうえで、事業年度別・
取引先別など特定のフォルダに集約し、フォルダ
の検索機能により検索 (以下、イメージ)

	20240131_110000_(株)高橋商店 .pdf
	20240210_330000_山田工務店(株) .msg
	20240228_330000_山田工務店(株) .pdf
	20241217_220000_(株)高橋商店 .msg

※ただし2期前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータを提示できる場合には、
検索機能の確保は不要です。

- ➡要件を満たした会計ソフト等を使えば、上記のような保存に係る手間を省くことができます。安価なクラウド会計ソフトもありますので、ぜひ導入を検討してください!!
- ➡③電子取引のデータ保存は、2024年1月1日から、全ての事業者が対応する必要がありますので、早めに準備に取り掛かりましょう。詳しくはお近くの税務署・顧問税理士等にお問い合わせください。

